

Q&A 集

Q1. なぜ雨水出水浸水想定区域を指定する必要があるのですか？

A1. 令和 3 年の水防法改正により、下水道による浸水対策を実施するすべての地方公共団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を指定することが義務付けられました。これにより、住民の防災意識の向上や迅速な避難行動を促進し、被害の軽減を図ることを目的としています。

Q2. 雨水出水浸水想定区域が指定されるとどうなりますか？

A2. 雨水出水浸水想定区域が指定されると、市町村は内水ハザードマップを作成するなどの措置を講じる必要があります。益田市においても、令和 6 年度中に内水ハザードマップを作成する予定です。

Q3. その他の地域の雨水出水浸水想定区域の指定はいつ行われるのですか？

A3. 今後、浸水シミュレーションを通じて浸水リスクの評価や、必要な対策の具体的な検討を行い、指定に向けた取り組みを進めていきます。

Q4. 土地が造成されたり、下水道の整備が進むと浸水深は変わりますか？

A4. 土地が造成された場合や下水道の整備が進んだ際には、雨水の流出しやすさや下水道の排水能力が変化するため、浸水区域や浸水深も変わる可能性があります。

Q5. 今後、浸水を解消するための整備予定はありますか？

A5. 雨水幹線の整備など、浸水を解消するための取り組みを進めていきます。しかし、雨水出水浸水想定区域図は、過去に経験したことのない想定最大規模降雨を対象としているため、浸水を下水道整備だけで解消することは難しい状況です。そのため、雨水出水浸水想定区域図を通じ、住民の皆様が自ら居住地のリスクを理解し、適切な避難行動を取っていただくことが重要です。